

議会基本条例を可決しました！ 詳細はホームページに掲載

三月定例会は二日に開会し、二十六日に閉会しました。平成二十一年度予算十五、二十年度補正予算十五、条例十六、一般二十四、人事二、議員提案三の計七十五議案を審議し、すべての議案について、可決しました。また、受理番号一の請願書については、賛成少数で不採択となりました。

◎平成二十一年度予算

一般会計の総額は当初七百九十三億円で、前年度に比べ一・七%の増となっています。また、補正後は約七百九十七億円です。主なものは以下のとおりです。

また、特別会計は約三百九十四億円、企業会計は約九十四億円となっています。

徴古館周辺整備事業 二億三千万円

鍋島家の収蔵品を展示する「徴古館」一帯を都市公園として整備します。

犬等の適正管理対策経費

九百七十七万円

犬や猫との共生という観点から、適正飼養の推進啓発、地域猫の不妊去勢手術費用の助成等を行います。

世界文化遺産登録関連事業

六百六十五万円

「九州・山口の近代化産業遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載されたことに伴い、世界文化遺産登録に向け、精煉方跡など四遺産の確認調査を行います。

川上コミュニティセンター建設事業

一億二千九百三十六万円

大和町川上地区に、住民の会議、情

報交換、各種学習の場として活用できる地域コミュニティの拠点施設を建設します。

特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会開催事業

百四十九万円

七月十二日に佐賀市でNHK「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催するための経費です。

ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業

二億六千三百四十四万円

離職を余儀なくされた非正規就労者等の失業者を対象として、百四十一名の新たな雇用の場を確保し、生活の安定と雇用情勢の好転を図ります。

妊婦健康診査経費（拡充分）

一億千五百六十六万円

妊婦健診の公的負担を十四回に拡充し、妊婦の健康管理の充実と妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。

◎平成二十年度補正予算の主なもの 定額給付金給付事業

三十七億七千八百七十七万円

景気後退下で、市民への生活支援を行うとともに地域の経済対策に資することを目的として、一定の要件により

定額給付金を給付するため、定額給付金を含めたこの事業に必要な経費です。子育て応援特別手当支給事業

一億四千二百三十万円

多子世帯の幼児教育期の負担軽減のため、三十八歳（基準日平成二十一年二月一日）の子が二人以上いる場合、第二子以降の小学校就学前三年の子一人につき三万六千円を世帯主に支給します。

◎条例等の主なもの

佐賀市消防団の設置等に関する条例及び佐賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

現在の八消防団を平成二十一年四月から一つの消防団に統合すること等に伴い、消防団員の新たな報酬、定年等について定めるものです。

佐賀市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

合併に伴い、公共下水道受益者負担金の賦課及び徴収について、佐賀市全域に適用するものです。

佐賀市議会基本条例

地方分権の時代にあつて、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割及び責務を明確にし、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めるための条例で、県内では初の制定となります。

意見書

- ▼ミニマムアクセス米輸入中止を求める意見書案（賛成少数で否決）
- ▼「気候保護法（仮称）」の制定に関する意見書案（賛成少数で否決）
- ▼今後の保育制度の検討に係る意見書案（全会一致で可決）
- ▼「緑の社会」への構造改革を求める意見書案（全会一致で可決）

人事

公平委員会委員の選任について、次のとおり同意した。

▽團野 克己（開成三丁目）

人権擁護委員候補者の推薦について、次のとおり異議なき旨答申した。

▽安永 宏（松原一丁目）

（条例の主な内容）

- ・ 委員会の原則公開
- ・ 市民等との意見交換の場を設けることができる
- ・ 必要に応じ、議会報告会を行う
- ・ 市長等の職員は、本会議等で、議長等の許可を得て質問できる
- ・ 総合計画（マスタープラン）の基本計画の策定、変更等についても議決事件とする
- ・ 議会図書室を誰もが利用できる

議 案 質 疑

第1号議案 平成21年度佐賀市一般会計予算

歳出 水防費 水防センター等整備事業費外 56,864千円

(質疑) ①水防センターに持たせる機能は ②建設場所選定の経緯は ③平常時の管理、運用は ④洪水時のアクセスは ⑤堤防が決壊するまでの洪水を想定しての建設場所決定か。

(答弁) ①災害対策本部、水防倉庫、水防団員の待機、休憩室などの機能を有する ②嘉瀬川防災ステーションの敷地内に建設を行うが、設置場所は河川が破堤、氾らんした場合、甚大な被害が発生するおそれがある区域であることなどの条件があり、武雄河川事務所ではこれらの条件を満たす場所として選定がされた ③常駐体制も含め地元による管理ができないかと考えている ④大規模災害時に嘉瀬川の堤防道路を利用した緊急輸送道路ネットワークを確保する計画がされている ⑤嘉瀬川の堤防が100メートル決壊した場合を想定しての決定。

歳出 保健体育費 中学校給食施設整備事業継続費本年度支出額 521,861千円

(質疑) ①給食センターによる給食開始が6カ月おくれる理由は ②^{※1}ハサップ方式導入によるイニシャルコスト及びランニングコストは ③災害時の拠点機能は。また市の防災部門との調整は ④各中学校の配膳室の安全衛生、リスク排除の方策は ⑤全生徒対象の完全給食方式と選択制弁当方式の公平性のバランスは ⑥大量調理センター化を選択したがリスク回避等の検討は。

(答弁) ①工事期間を10カ月に見直したため ②ハサップの導入は衛生管理を徹底して行うことであり、運用方法などソフト面の導入であるためイニシャルコストの大幅増はない。作業工程の効率化等が図られランニングコストの縮減が見込まれる ③停電時にも炊飯できる発電施設を整備する。炊き出しや配送等を行う災害時の拠点ともなり得るため防災部門とも協議、調整していく ④配膳室には衛生管理を確実にを行うため、室温管理の設備を整え給食管理職員を配置する。さらに衛生管理マニュアルを作成して衛生管理を徹底する ⑤選択制弁当方式は全生徒が注文できるため公平性は保たれていると考える ⑥考えられるリスクを予知し極力事故を少なくしていく。

第25号議案 佐賀市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(質疑) ①受益者負担金及び分担金は ②延滞金及び還付加算金の額の計算に係る規定の変更における率読み替えは ③川副町犬井道負担区の負担金20万円の算出根拠は。

(答弁) ①負担金は旧佐賀市では負担区敷地面積1平方メートル当たり550円、諸富町は300円、大和町は敷地面積が500平方メートルまで15万円で、500平方メートル超は1平方メートル当たり200円を加算した額。分担金は旧佐賀市では敷地面積1平方メートル当たり550円、東与賀町では1ます当たり20万円、久保田町では1ます当たり15万円 ②受益者負担金の徴収根拠である都市計画法に基づき、加算率年14.5%の上限にあわせ、市税条例で規定している年14.6%を読み替えるもの ③合併時の協議で住民等に説明した算出基準をもとに新市で定めること、国の指針において全国の徴収状況を勘案し全事業費の5%程度を徴収し事業費に充当すること、を根拠としている。

第34号議案 佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(質疑) ①手数料改定に至った経過及び改正する理由 ②県内の市町、あるいは近隣市の改定料金の現状は ③許可業者の賃金などの労働条件に大きな格差が見受けられるが。

(答弁) ①原価計算方式で試算したところ、現行の手数料ではくみ取り業務を維持することが困難だと判断した。改定から10年経過し、機材の価格高騰や公共下水道の普及が進み、し尿くみ取りの作業効率が著しく低下していること、また合併時に5年をめぐり手数料の統一を行うこととしていたことも考慮し改正を行う ②県内では嬉野市が平成19年10月に18リットル当たり168円から210円へ、近隣都市では久留米市が平成19年4月に215円、大川市と柳川市は平成9年11月に210円に改定している ③配慮されるよう申し入れを行いたい。

他の議案質疑項目：33項目

※1 ハサップ (HACCP) : 食品の製造過程で発生する可能性のある衛生・品質上の危険性を分析し、安全性確保のために監視すべき重要管理点を定め、厳格に管理・記録を行うシステム。